

議題 4（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び
「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」について

標記について、別紙のとおり決定する。

令和 3 年 3 月 29 日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）及び「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき令和 3 年度から概ね 5 年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示す標記計画を定めるものである。

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」及び
「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」に係る令和2年12月23日からの修正点

1. 「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」

(1) 本計画（案）に対するご意見・修正について

教育委員会会議（令和2年12月23日）、府民意見募集、府議会及び関係者・当事者等からのご意見等に対する修正は以下のとおりです。

頁	項目	加筆修正後（下線部）	修正前	意見等
1	第1章 2. 計画の 理念・役割	本計画は、 <u>国の計画と同様に、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざしています。</u>	本計画では、 <u>視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現をめざしています。</u>	インクルーシブ社会を作っていくという視点を明記していただきたい。 【教育委員会会議】
3	第2章 1. (1) 大阪府内の 対象者数と 利用の現状	<u>上記は一例ではありますが、これらの人数を見ると、身体障がい者手帳等の所持者や、加齢による視力の低下などにより読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、まだ、多くの人々が利用しているとは言えないのが現状です。</u>	<u>この登録者数を見ると、身体障がい者等手帳所持者のほか、加齢による視力の低下などにより、読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、まだ、多くの人々が利用しているとは言えないのが現状です。</u>	読書バリアフリー法において、手帳所持か否かは問われておらず、原案の記載は、誤解を招くのではないかと。 【府民意見】

3	第2章 1.(2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段	○ 点字図書や拡大図書、触る絵本、LLブック等の利用	○ 点字図書や触る絵本、LLブック等の利用	拡大図書も「視覚障がい者等が利用可能な読書手段」に含まれるのではないか。 【関係者・当事者、府民意見】
5	第2章 2. 視覚障がい者等の読書環境の課題	ウ. アクセシブルな書籍等は、小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書、 <u>図鑑、絵画集・写真集等</u> は極めて少ない。	ウ. アクセシブルな書籍等は、小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書は極めて少ない。	アクセシブルな書籍で少ないのは、学習用図書や専門書のほかにも、絵画集・写真集などもある。 【関係者・当事者】
6	第2章 2. 課題と主な要因イ	・製作の効率化を図るためには、テキストデータの提供等、出版者や著作権者の理解、 <u>積極的な協力</u> が必要になる	・製作の効率化を図るためには、テキストデータの提供等、出版者や著作権者の理解、協力が必要になる	「出版者や著作権者の理解、協力が必要になる」とあるが、「理解、協力」を、法改正の必要性のニュアンスも含めて、もう少し強めに言えないか。 【関係者・当事者】
10	第3章 2. 方向性5	○ アクセシブルな書籍等を充実させるためには、一般書籍の出版と同時に電子書籍等が販売されることが最も効率的・効果的な方策であることから、国における取組が進むよう要望を行います。 <u>また、書籍の出版時に、そのデータが点字図書館に提供されるよう求めます。</u>	○ アクセシブルな書籍等を充実させるためには、一般書籍の出版と同時に電子書籍等が販売されることが最も効率的・効果的な方策であることから、国における取組が進むよう要望を行います。	「基本的な考え方」で、「大阪府内の現状を国へ伝えるとともに、要望を行います。」とあるが、この要望に「書籍が出版された際には、データが点字図書館に提供されるように」というのをに入れて欲しい。 【関係者・当事者】

(2) その他

文言整理等を行いました。

2. 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」

(1) 本計画（案）に対するご意見・修正について

教育委員会会議（令和2年12月23日）、府民意見募集、府議会及び社会教育委員会議読書部会からのご意見等に対する修正は以下のとおりです。

頁	項目	加筆修正後（下線部）	修正前	ご意見等
15	第3章 成果指標	<u>少しでも本を読む子どもを増やすことをめざし、</u> 計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均（令和元年度：小学6年生18.7%、中学3年生34.8%※）以下とする。	計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均（令和元年度：小学6年生18.7%、中学3年生34.8%※）以下とする。	子どもに少しでも読書に慣れ親しんでもらい、1ページでも読もうかという子どもが増えていくような目標設定のほうがよいのではないか。 【府議会】
19	第3章 重点的な施策1	◆中高生向け読書イベントの実施 ・ビブリオバトル大会や、オーサービジット事業、POPづくり、 <u>高校生のための図書館講座「LibCo（りぶこ）」</u> 等の読書イベントの実施	◆中高生向け読書イベントの実施 ・ビブリオバトル大会や、オーサービジット事業、POPづくり等の読書イベントの実施	学年が上がるにつれて本を読まない子どもの割合が高くなるという状況を踏まえると、小・中学生だけでなく、高校生に対する取組みが重要である。 【府議会、部会、府民意見】

(2) その他

文言整理等を行いました。